審決

不服２００８－　２１１１５

中華人民共和国山東省青島市海尔路１号
請求人　　海尔集团公司

大阪府大阪市北区天満橋１丁目８番３０号 ＯＡＰタワー２６階
代理人弁理士　　特許業務法人池内・佐藤アンドパートナーズ

中華人民共和国山東省青島市海尔路１号海尔工▲業▼▲園▼
請求人　　海尔▲電▼器国▲際▼股▲分▼有限公司

大阪府大阪市北区天満橋１丁目８番３０号 ＯＡＰタワー２６階
代理人弁理士　　特許業務法人池内・佐藤アンドパートナーズ

特願２００３－５３６５１８「逆転洗濯方法および伝動機」拒絶査定不服審判事件〔平成１５年　４月２４日国際公開、ＷＯ０３／３３８０３、平成１７年　２月２４日国内公表、特表２００５－５０５３９３〕について、次のとおり審決する。

結　論

本件審判の請求は、成り立たない。

理　由

第１．手続の経緯

本願は、平成１４年６月１２日（優先権主張平成１３年１０月１８日、中華人民共和国）を国際出願日とする出願であって、平成１６年６月１４日に特許協力条約第３４条補正の翻訳文が提出され、平成１９年１０月２３日付けで拒絶の理由が通知され、平成２０年４月２１日に意見書が提出され、平成２０年５月１５日付けで拒絶査定がされた。

これに対し、平成２０年８月１８日に拒絶査定に対する審判請求がなされ、平成２０年９月８日に明細書を対象とする手続補正（以下「本件補正」という。）がなされ、当審において、平成２１年１０月２０日付けで審尋がなされ、平成２２年４月９日に回答書が提出されたものである。

第２．本件補正についての補正却下の決定
［補正却下の決定の結論］
本件補正を却下する。

［理由］
１．本願発明
本件補正により、特許請求の範囲と、関連する発明の詳細な説明が補正された。
補正前後の請求項１は、以下のとおりである。

（１）補正前の請求項１
「双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構（８）であって、駆動力入力端と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸（１０）に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、内槽軸（１１）に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、前記機構が、駆動力入力を２つの駆動力出力に変換可能な歯車箱をさらに含み、前記中空の内槽軸が、前記歯車箱（１３）の上壁に設けられた軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に設置されており、前記中空の内槽軸が前記軸孔内で回転可能であることを特徴とする伝動機構。」

（２）補正後の請求項１
「駆動力入力端と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸（１０）に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸（１１）に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、駆動力入力を２つの駆動力出力に変換する歯車箱（１３）を含む、双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、
前記歯車箱が、その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており、
前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、
二対の歯車軸（２９、１６）が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、
二対の歯車部（１５、２８）が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、
前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在しており、
前記攪拌器軸（１０）の前記下端に設置された外歯車（３０）が、前記二

対の歯車部の一方（１５）とかみ合っており、

前記中空の内槽軸（１１）の前記下端に設置された外歯車（１２）が、前記二対の歯車部の他方（２８）とかみ合っており、

主駆動軸（２０）が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、前記主駆動軸（２０）の上端に設置された外歯車（２４）が、前記二対の歯車部の前記一方（１５）とかみ合っていることを特徴とする伝動機構。」

上記補正は、「変換可能な歯車箱」を「変換する歯車箱」とするとともに、歯車箱について「その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備え」る事項を限定し、歯車箱内の伝動機構について「二対の歯車軸（２９、１６）が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、二対の歯車部（１５、２８）が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在しており、前記攪拌器軸（１０）の前記下端に設置された外歯車（３０）が、前記二対の歯車部の一方（１５）とかみ合っており、前記中空の内槽軸（１１）の前記下端に設置された外歯車（１２）が、前記二対の歯車部の他方（２８）とかみ合っており、主駆動軸（２０）が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、前記主駆動軸（２０）の上端に設置された外歯車（２４）が、前記二対の歯車部の前記一方（１５）とかみ合っている」なる事項を限定するものであって、請求人が審判請求の理由で主張するように、平成１８年法律第５５号改正附則第３条第１項によりなお従前の例とされる改正前特許法（以下「改正前特許法」という。）第１７条の２第４項第２号の特許請求の範囲の減縮を目的とするものに該当する。

そこで、本件補正後の前記請求項１に係る発明（以下「補正発明」という。）が、改正前特許法第１７条の２第５項において準用する同法第１２６条第５項の規定に適合するか（いわゆる「独立特許要件」）について、検討する。

２．刊行物記載の発明

（１）刊行物１

原査定の拒絶の理由に引用され、本願優先日前に頒布された刊行物である特開昭５９－１７１５８８号公報（以下「刊行物１」という。）には、以下が記載されている。

ア．第２ページ左上欄第１２～１５行
「本発明は洗濯兼脱水槽と攪拌体とを各々逆方向回転させることにより洗浄を行なわせるもので、布の損傷、洗いむらを少なくし、洗浄性能の優れた一槽式脱水洗濯機を提供するものである。」

イ．第２ページ右上欄第７行～左下欄第１８行
「第２図の２９はモータを含む駆動機構部で、詳細を第３図に示す。
第３図において、３０は洗濯兼脱水槽６を固定する軸で、下端部を遊星ギアのインターナルギア部３１に固定し、攪拌体２０の軸３２を前記遊星ギアのサンギア部３３に固定している。・・・。４０はモータを構成する固定子、４１は回転子３９の下方への移動時の接触により制動を行うブレーキシュー、４２はモータ駆動部のフレーム、４３は遊星ギアのキャリア部である。
　上記構成において動作を説明すると、モータに通電すると磁気吸引力により回転子３９は、固定子４０側に吸引され回転する。いま、モータを回転させると、モータの回転子３９の回転は、遊星ギアのインターナルギア部３１に固定された洗濯兼脱水槽の軸３０に伝達される。ここで、洗曜時には爪２４がラチェットホイール２２に噛合している遊星ギアのキャリア部４３が固定されている。したがってモータの回転子３９の回転は、増速機として構成された遊星ギアの作用により増速され攪拌体の軸３２に伝達され、軸３２に取付けられた攪拌体２０は、洗濯兼脱水槽６の回転方向と逆方向に回転し、洗濯兼脱水槽６の回転数よりも高い回転数で回転するよう構成されているため、洗濯兼脱水槽６と攪拌体２０との相対運動によって布と布を効果的にすりあわせる動きが得られ洗浄が行なえる。」

ウ．第３図
　攪拌体の軸３２が、中空の洗濯兼脱水槽６の軸３０の内側に同軸に設けられ、その中で回転し、攪拌体の軸３２の下端が、中空の洗濯兼脱水槽６の軸３０の下端を超えて延在していることが看取できる。

　ここで、攪拌体の軸３２、洗濯兼脱水槽６の軸３０は、駆動力出力のための軸であるから、刊行物１記載のものは、これら２つの出力軸に接続される「２つの駆動力出力端」を有するものであり、モータの回転子３９の回転を２つの駆動力出力に変換する「遊星ギア機構」を有すると言える。

　これら記載を、図面を参照しつつ、技術常識を踏まえ、補正発明に照らして整理すると、刊行物１には、以下の発明（以下、「刊行物１発明」という。）が記載されていると認められる。

「モータの回転子３９の回転が伝達されるインターナルギア部３１と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌体の軸３２に接続されており、前記攪拌体の軸３２をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の洗濯兼脱水槽６の軸３０に接続されており、前記中空の洗濯兼脱水槽６の軸３０を別の方向に回転させ、モータの回転子３９の回転を２つの駆動力出力に変換する遊星ギア機構を含む、双方向駆動を生じさせるための洗濯機の駆動機構部２９であって、

前記攪拌体の軸３２が、前記中空の洗濯兼脱水槽６の軸３０の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌体の軸３２の下端が、前記中空の洗濯兼脱水槽６の軸３０の下端を超えて延在している駆動機構部２９。」

（２）刊行物２

審尋に引用され、本願優先日前に頒布された刊行物である実願昭６１－１７９１８２号（実開昭６３－８５４９５号）のマイクロフイルム（以下「刊行物２」という。）には、以下が記載されている。

ア．明細書第１ページ第１６～１７行

「本考案は、主として船舶に用いられる二重反転プロペラのための反転装置に関する。」

イ．明細書第６ページ第３行～第７ページ第９行

「反転装置３は、第１図および第２図（ａ）、（ｂ）に示すように、前方プロペラ６を有する外軸５の前端に装着された外軸用大歯車３－７と、同大歯車３－７に噛み合う入力軸２ａ付き入力歯車３－１とをそなえるとともに、後方プロペラ７を有して外軸５と同心的に設けられた内軸４の前端の内軸用大歯車３－５と、入力歯車３－１に噛み合う第１の小歯車３－２と、同第１の小歯車３－２に連結されたたわみ軸３－３と、同たわみ軸３－３に装着されて内軸用大歯車３－５と噛み合う第２の小歯車３－４とをそなえて構成されている。

なお、第１図中の符号３－６および３－８は、いずれもスラスト軸受を示し、３－９は軸受を示している。

上述の構成により、ディーゼル主機関１の発生トルクは、次の組み合わせを経て、両プロペラ６、７へと伝達される。

すなわち、入力歯車３－１から、外軸用大歯車３－７および外軸５を経て、前方プロペラ６へ回転トルクの伝達が行なわれる一方、入力歯車３－１から、第１の小歯車３－２、たわみ軸３－３、第２の小歯車３－４、内軸用大歯車３－５および内軸４を経て、後方プロペラ７へ回転トルクの伝達が行なわれる。

このようにして、後方プロペラ７はディーゼル主機関１と同じ回転方向に回転し、前方プロペラ６はディーゼル主機関１と逆の回転方向に回転する。」

ウ．第１図
外軸５が中空であり、内軸４が中空の外軸５の内部に同軸で設けられていることが看取できる。

これら記載を、図面を参照しつつ、技術常識を踏まえ整理すると、刊行物２には、以下の事項（以下、「刊行物２事項」という。）が記載されていると認められる。

「ディーゼル主機関１の回転が、入力軸２ａの入力歯車３－１から、外軸用大歯車３－７及び中空の外軸５を経て、前方プロペラ６が一方向へ回転する一方、入力歯車３－１から、第１の小歯車３－２、たわみ軸３－３、第２の小歯車３－４、内軸用大歯車３－５及び内軸４を経て、後方プロペラ７が他方向へ回転する二重反転プロペラのための反転装置。」

３．対比
補正発明と刊行物１発明とを対比する。
刊行物１発明の「攪拌体の軸３２」は補正発明の「攪拌器軸（１０）」に相当し、同様に「洗濯兼脱水槽６の軸３０」は「内槽軸（１１）」に、「モータの回転子３９の回転」は「駆動力入力」に、「洗濯機の」は「洗濯機での使用に適した」に、「駆動機構部２９」は「伝動機構」に、相当する。
刊行物１発明の「モータの回転子３９の回転が伝達されるインターナルギア部３１」は、「駆動力入力部」である限りにおいて、補正発明の「駆動力入力端」に相当する。
刊行物１発明の「遊星ギア機構」は、「歯車機構部」である限りにおいて、補正発明の「歯車箱（１３）」に相当する。

したがって、両者は、以下の点で一致する。
「駆動力入力部と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、駆動力入力を２つの駆動力出力に変換する歯車機構部を含む、双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、
前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超

えて延在している伝動機構。」

そして、以下の点で相違する。

相違点１：伝動機構の「駆動力入力部」、全体構成について、補正発明は「駆動力入力端」を含む「歯車箱」であるが、刊行物１発明は、「モータの回転子３９の回転が伝達されるインターナルギア部３１」であり「歯車箱」ではない点。

相違点２：伝動機構の「歯車機構部」について、補正発明は、「歯車箱が、その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており、前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、二対の歯車軸（２９、１６）が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、二対の歯車部（１５、２８）が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、前記攪拌器軸（１０）の前記下端に設置された外歯車（３０）が、前記二対の歯車部の一方（１５）とかみ合っており、前記中空の内槽軸（１１）の前記下端に設置された外歯車（１２）が、前記二対の歯車部の他方（２８）とかみ合っており、主駆動軸（２０）が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、前記主駆動軸（２０）の上端に設置された外歯車（２４）が、前記二対の歯車部の前記一方（１５）とかみ合っている」ものであるが、刊行物１発明は「遊星ギア機構」である点。

４．判断

相違点１について検討する。

「駆動力入力端」を含む「歯車箱」は、審査において引用された特開昭５３－２５０７２号公報のＦｉｇ．９の中空伝動入力軸１１６、ハウジング１１３、同じく特表平９－５００７０９号公報の図１のハウジング１０１の軸受１０３部分にみられるごとく周知である。

機械要素をユニット構造とすることは必要に応じてなしうる事項であるから、刊行物１発明に、かかる周知技術を適用し、相違点１に係るものとすることに困難性は認められない。

相違点２について検討する。

刊行物２事項は、上記のとおりであり、これを補正発明に照らすと、刊行物２事項の「内軸４」は補正発明の「攪拌器軸（１０）」に、同様に「外軸５」は「内槽軸（１１）」に、「入力歯車３－１、及び、第１の小歯車３－２と第２の小歯車３－４」は「対の歯車部（１５、２８）」に、「入力軸２ａ、たわみ軸３－３」は「対の歯車軸（２９、１６）」に、「内軸用大歯車

３－５」は「外歯車（３０）」に、「外軸用大歯車３－７」は「外歯車（１２）」に、「入力軸２ａ」は「主駆動軸（２０）」に、「入力歯車３－１」は「外歯車（２４）」に対応する。

ここで、刊行物２事項の「入力軸２ａ」は補正発明の「主駆動軸（２０）」と「対の歯車軸（２９、１６）」のうちの１つ（２９）とを兼ね、同じく「入力歯車３－１」は「外歯車（２４）」と「対の歯車部（１５、２８）」のうちの１つ（１５）と兼ねたものと言える。

よって、補正発明に照らし、刊行物２事項を書き改めると以下のとおりである。

「中空の外軸５が回転可能に設けられており、対の歯車軸２ａ、３－３が設けられており、対の歯車部３－１、３－２、３－４が、前記対の歯車軸２ａ、３－３にそれぞれ設置され、互いにかみ合っており、内軸４の下端に設置された外歯車３－５が、前記対の歯車部の一方３－４とかみ合っており、前記中空の外軸５の下端に設置された外歯車３－７が、前記対の歯車部の他方３－１とかみ合っており、主駆動軸２ａの上端に設置された外歯車３－１が、対の歯車部の前記一方３－２とかみ合っている、内軸４と外軸５を逆方向に回転させる装置。」

刊行物２事項も、刊行物１発明と同様に、入力軸が１つで、互いに逆回転する２つの出力軸を有するものである。

したがって、刊行物１発明の「遊星ギア機構」を、費用、工数等を踏まえ、刊行物２事項とすることを試みることは、設計的事項にすぎない。

刊行物２事項の適用にあたり、相違点１を踏まえると、刊行物２事項の機構を「歯車箱」に配することとなるから、入力軸、出力軸である「入力軸２ａ（主駆動軸）」、「内軸４（攪拌器軸）」、「外軸５（内槽軸）」は、おのずと「歯車箱」の「壁」の「軸孔」を通って延在することとなり、また、対の歯車軸は「歯車箱」の「壁」の「軸孔」に設けることが自然である。

また、歯車による動力伝達においては、設計上の要請から、構成要素の設置位置の変更、これに伴う歯車の増減は、珍しくないから、刊行物２事項の「入力軸２ａ」、及び「入力歯車３－１」の機能を分け、２部材とし、「主駆動軸（２０）」と「対の歯車軸（２９、１６）」のうちの１つ（２９）、及び「外歯車（２４）」と「対の歯車部（１５、２８）」のうちの１つ（１５）とすることに困難性は認められない。

対の歯車軸、対の歯車部を「二対」とする点については、伝達バランスを考慮して対称構造とすることは、特開平５－２３４９１１号公報の段落００１１にみられるごとく周知であり、適宜なしうる事項にすぎない。

したがって、相違点２は格別なものではない。

また、これら相違点を総合しても、格別の技術的意義が生じるとは認めら

れない。

したがって、補正発明は、刊行物１発明、刊行物２事項、周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により、出願の際独立して特許を受けることができない。

請求人は、回答書において、刊行物２は審査において引用されたものではないから、拒絶理由の通知を求めるとともに、補正案を示している。なお、補正発明についての特許性は主張していない。

しかし、独立特許要件の判断にあたり、新たな刊行物を引用することに違法はない（特許法第１５９条第２項により読み替えて準用する第５０条ただし書）。

また、補正案には法的根拠はない。

念のため検討するに、補正案で特定する「内槽軸、攪拌器軸および主駆動軸は同軸」とする点は、相違点１の検討において示した特開昭５３－２５０７２号公報、特表平９－５００７０９号公報にみられるごとく周知であるから、仮に補正したとしても、特許性を認めることはできず、結論に変わりはない。

５．むすび

以上のとおり、本件補正は、改正前特許法第１７条の２第５項で準用する同法第１２６条第５項の規定に適合しないものであり、同法第１５９条第１項で読み替えて準用する同法第５３条第１項の規定により却下すべきものである。

第３．本願発明について

１．本願発明

本件補正は、上記のとおり却下されたので、本願の請求項１に係る発明（以下、「本願発明」という。）は、上記第２．の１．（１）のとおりのものと認める。

２．刊行物記載の発明

原査定の拒絶の理由に引用された刊行物１の記載事項は、上記第２の２．（１）のとおりである。

これら記載を、図面を参照しつつ、技術常識を踏まえ、本願発明に照らして整理すると、刊行物１には、以下の発明（以下、「刊行物１発明の２」という。）が記載されていると認められる。

「双方向駆動を生じさせるための洗濯機の駆動機構部２９であって、モータ

の回転子３９の回転が伝達されるインターナルギア部３１と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌体の軸３２に接続されており、前記攪拌体の軸３２をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の洗濯兼脱水槽６の軸３０に接続されており、前記中空の洗濯兼脱水槽６の軸３０を別の方向に回転させ、前記機構が、駆動力入力を２つの駆動力出力に変換可能な遊星ギア機構をさらに含む駆動機構部２９。」

３．対比

本願発明と刊行物１発明の２とを対比すると、上記第２の３．のとおりである。

したがって、両者は、以下の点で一致する。

「双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、駆動力入力部と２つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、内槽軸に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、前記機構が、駆動力入力を２つの駆動力出力に変換可能な歯車機構部をさらに含む伝動機構。」

そして、以下の点で相違する。

相違点３：伝動機構の「駆動力入力部」、全体構成について、補正発明は「駆動力入力端」を含む「歯車箱」であり、「中空の内槽軸が、前記歯車箱（１３）の上壁に設けられた軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に設置され」るが、刊行物１発明は、「モータの回転子３９の回転が伝達されるインターナルギア部３１」であり「歯車箱」ではない点。

４．判断

相違点３について検討する。

「駆動力入力端」を含む「歯車箱」は、上記第２の３．の相違点１において検討したとおり周知である。

機械要素をユニット構造とすることは必要に応じてなしうる事項であるから、刊行物１発明の２に、かかる周知技術を適用することに困難性は認められない。

そして、伝動機構を「歯車箱」に配することにより、おのずと「中空の内槽軸が、前記歯車箱（１３）の上壁に設けられた軸孔を通って延在し、かつ、前記歯車箱内に設置され」ることとなる。

したがって、相違点３は格別なものではない。

５．むすび

以上のとおり、本願発明は、刊行物１発明の２、周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

したがって、他の請求項に係る発明を検討するまでもなく、本願は拒絶されるべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成２２年　５月１０日

審判長　特許庁審判官　豊原 邦雄
特許庁審判官　千葉 成就
特許庁審判官　菅澤 洋二

（行政事件訴訟法第４６条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から３０日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕Ｐ１８　．１２１－Ｚ　（Ｄ０６Ｆ）
５７５

出訴期間として９０日を附加する。

審判長	特許庁審判官	豊原　邦雄	8107
	特許庁審判官	菅澤　洋二	7618
	特許庁審判官	千葉　成就	8207